# ロシアに対する関税における最恵 国待遇の撤回

令和4年3月28日関税・外国為替等審議会関税分科会財務省関税局

## 改正の背景(ウクライナ情勢を巡る国際的な動き)

ロシアによるウクライナ侵略に対しては、我が国としても、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施。こうした中、3月11日のG7首脳声明で、更にG7が連携して措置をとることに合意。

#### **G7首脳声明(令和4年3月11日)抜粋**

- ▶ 我々は、我々の経済及び国際金融システムからロシアを更に孤立させることを引き続き決意している。したがって、我々は、各国の法的権限及び手続と整合的な形で、現在我々がとっている対応の文脈において可及的速やかに更なる措置をとることにコミットする。
- 第一に、我々は、各国の手続と整合的な形で、重要製品に関するロシアの最恵国の地位を否定する行動をとるよう努める。これにより、ロシアの世界貿易機関(WTO)加盟国としての重要な利益が打ち消され、ロシア企業の製品がもはや我々の経済において最恵国待遇を受けないことが確保される。我々は、G7を含め、ロシアの最恵国待遇の撤回を宣言したWTOメンバーによる幅広い連合による声明が現在準備されていることを歓迎する。

#### 各国の対応

#### ▶ 米国

- ・11日、バイデン大統領は、<u>ロシアへの最恵国待遇を無効化する</u>旨表明し、17日、下院で<u>最恵国待遇税率</u> 撤回を含む法案が可決。
- > EU
  - ・15日、最恵国待遇停止を、<u>関税率引上げではなく、輸出・輸入禁止措置の組み合わせ</u>で行うことを発表。
  - ・15日、ロシアからの鉄鋼製品の輸入禁止及び奢侈品(高級車、宝飾品等)の輸出禁止等を発表。

## 関税暫定措置法の一部を改正する法律案の概要

## 現状

- ▶ 関税法第3条においては、輸入品に係る関税は、関税に関する法律によって定められることを原則としつつ、条約に特別の規定がある場合は、その規定によることとされている。
- ▶ この規定に基づき、WTO協定等の条約に規定がない場合は関税定率法に基づく基本税率又は関税 税暫定措置法に基づく暫定税率が適用されている一方、WTO加盟国に対してはWTO協定上の 最恵国待遇原則に基づく税率(WTO協定税率)が適用されている。
  - (参考) 最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。 ロシアに対しては、WTO協定上の最恵国待遇原則に基づきWTO協定税率が適用されている。

### 改正案

• ロシアに対してWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率(暫定税率の適用があるときは暫定税率)の適用を可能とするため、**関税暫定措置法に以下を内容とする新第3条を新設**する。

「国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもののうち、政令で定める期間内に輸入されるものに課す関税率は、関税法第3条ただし書の規定にかかわらず、基本税率(暫定税率の適用があるときは暫定税率)とする。」

政令で以下のとおり定めることとする。

対象国:ロシア 物品:全品目 期間:公布の日の翌日から令和5年3月31日

## 施行期日

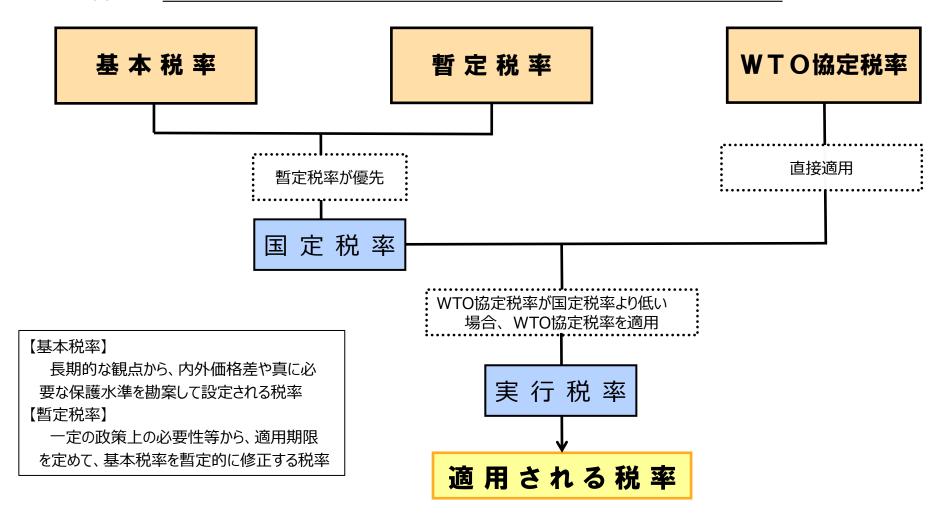
施行日:公布の日の翌日

## (参考) ロシアからの輸入品に係る関税率

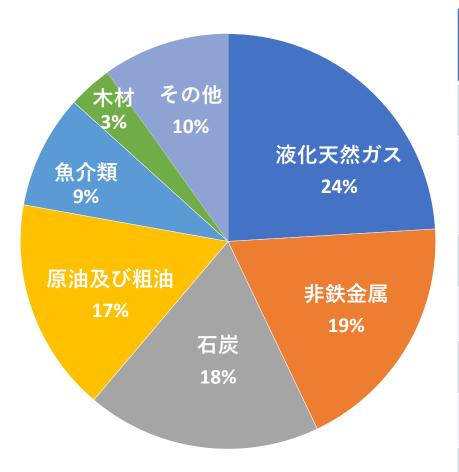
#### 関税法

#### (課税物件)

第三条 輸入貨物(信書を除く。)には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税 を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。



# (参考) ロシアからの輸入額と主な輸入品目(2021年)



※税率は主な税番のものを記載
へ 10 平は工 4 10 田 20 00 で 10 単

- ※WTO協定税率が国定税率(基本税率・暫定税率) より低い場合、WTO協定税率を適用
- ※出典:財務省貿易統計 2021年確々報値

品目名	輸入額 (億円)	基本 税率	暫定 税率	WTO 税率
液化天然ガス	3,724	無稅		(無税)
非鉄金属 (うちパラジウム)	2,924 (1,507)	無税		(無税)
石炭	2,828	無税	_	(無税)
原粗油	2,578	無税		_
魚介類	1,373	(5%)	_	3.5%
木材	534	(8%)		4.8%
その他	1,527			
合計	15,489	_	_	_

## (参考)参照条文

#### 関税及び貿易に関する一般協定(GATT)

#### 第一条 一般的最惠国待遇

1 いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、(中略)並びに第三条2及び4に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない。

#### 関税法

(課税物件)

第三条 輸入貨物(信書を除く。)には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税 を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

関税暫定措置法(※令和4年度の関税定率法等の一部を改正する法律案による改正後) (暫定税率)

- 第二条 別表第一に掲げる物品で令和五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。
- 2 別表第一の三に掲げる物品で令和五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

# (参考) 令和4年3月16日(水) 総理記者会見発言

我々は、侵略と戦い、祖国を守るため懸命に行動するウクライナの人々を、断固たる決意で支援をいたします。今こそ省エネや、ウクライナからの避難民の受け入れをはじめ、国民の皆さんのご協力が不可欠です。政府としても、そうした国民の皆さんのご協力に応えるべく、そして、国民の皆さんへの経済的打撃をできる限り小さくするため、ありとあらゆる政策を思い切って講じてまいります。以下、具体策を3点申し上げます。

1点目は、ロシアに対する制裁のさらなる強化です。先般、G 7首脳で発出した声明を踏まえ、ロシアに対して外交的、経済的圧力を一層強めます。このため、法令上の措置を含め、必要な対応を行います。具体的には、次の 5項目に取り組みます。

#### 第1に、ロシアに対する貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回いたします。

第 2 に、輸出入管理をさらに強化いたします。ロシア向けのぜいたく品の輸出禁止を行うとともに、ロシアからの一部物品の輸入を禁止します。今後、速やかに対象品目を特定いたします。

第3に、IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からロシアが融資を受けることを防ぐよう、G7で連携して取り組んでまいります。

第4に、プーチン大統領に近いエリート層や財閥、オリガルとなどに対する資産凍結の対象の範囲をさらに拡大いたします。

第5に、デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避に対応するため、暗号資産交換業者などの協力を得て、金融面での制裁をさらに強化いたします。